

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理に関する事項

6-1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等は、本市固有の歴史的風致の維持向上のための取組みの底上げや、歴史的風致の魅力に一層の磨きをかけていく取組みの拡充を図る、ハード・ソフト両面の事業により実施していく。

第1期計画では、「歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進」、「歴史や伝統を反映した活動の継承への支援」、「歴史的建造物の保存・活用の推進」、「歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成」、「歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開」の5つの方針に基づき、全19事業に取り組んできた。岡崎城跡発掘等調査事業では、本丸天守台石垣から、岡崎城では初となる金箔瓦が出土し、^{せいかいぼり}清海堀からは石垣の根石^{ねいし}が発見され、堀の形状が箱堀であったことが確認されるなど、計画的な発掘調査によって城郭遺構の解明が前進した。さらに、発掘調査の現場説明会や記録動画の公開等の情報発信を行い、普及啓発にも取り組んだ。また、歴史的建造物修理・修景事業では、富田家住宅の大規模な修景を支援し、良好なまちなみ景観の形成を図った。修景後の土蔵は郷土史資料展示室、主屋はレストラン（テナント）として活用されており、令和2年(2020)には、登録有形文化財に登録され、地域の人々の交流拠点となっている。

第2期計画では、第1期計画の5つの方針を引き継ぎながら、歴史まちづくりへの理解及び参加の促進、先端技術や観光施策との連携による歴史的建造物の活用の推進等を図り、本市ならではの魅力と風格を備えた歴史的風致の維持・向上を目指す。

事業については、施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景や、そこで行われる活動との関係など、その価値を十分に把握した上で、関係機関、地域住民、関連団体等との協議・調整の上で実施するものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられる整備及び適切な管理を行う。また、今後も発掘調査や史料文献調査等を継続的に行い、価値が明らかになったものについては、関係機関との協議の上、復元や整備等を推進し、歴史的風致の維持向上を図っていく。

このような基本的な考え方にに基づき、以下の事業に取り組む。

6-2.歴史的風致の維持向上に資する事業一覧

前項の基本的な考え方を踏まえて、実施する事業を以下に示す。

(1)歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進に関する事業

本市固有の歴史文化資産の調査研究や、市民や来訪者が歴史的風致を理解し、楽しむことができる機会の創出やわかりやすい情報発信を行い、その普及啓発を図る。

＜実施事業＞

- 1-1. 岡崎城跡発掘等調査事業
- 1-2. 歴史文化資産等調査事業
- 1-3. 歴史文化資産普及啓発事業
- 1-4. 案内人養成・支援事業



(2)歴史や伝統を反映した活動の継承への支援に関する事業

本市の歴史的風致を形作り、長い年月をかけて培われてきた地域の文化でもある祭礼や伝統行事等の活動について、その特徴や重要性等を地域住民や来訪者に広く周知するとともに、確実に後世に継承・伝承していくために、記録作成、担い手の確保や育成を目的とした支援を行う。

＜実施事業＞

- 2-1. 無形民俗文化財等調査支援等事業
- 2-2. 伝統的技術・活動継承支援等事業



(3)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

地域の歴史的風致の核となる歴史文化資産については、地域の歴史文化やまちなみの特徴を表す重要な構成要素であり、良好な状態に保つことが歴史的風致の維持向上に不可欠である。このことから、適切な修理・修景や復元、交流拠点等としての活用など、その保存・活

用を図る。

また、未指定文化財の中でも歴史的価値の高い建造物等は、適切な価値評価を行った上で、保存・活用を進める。

＜実施事業＞

- 3-1. 岡崎城跡(岡崎城公園)整備事業
- 3-2. 歴史的建造物復元等整備事業
- 3-3. 歴史的建造物保存修理・修景事業
- 3-4. 歴史的建造物活用推進事業



(4)歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成に関する事業

まちなみ景観を構成する建造物等の修理・修景のための助成や道路の美装化、無電柱化、景観の阻害となるものの除去や修景など、歴史的な環境と調和した整備を行うことにより、歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成を図る。

＜実施事業＞

- 4-1. 無電柱化事業
- 4-2. 道路美装化等事業
- 4-3. まちなみ景観整備事業
- 4-4. 景観阻害要素除去事業



(5)歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開に関する事業

まちなかに点在する歴史文化資産の周遊ルートをつまみ、サイン・案内板の充実を図るほか、滞留拠点施設やアクセス路の整備等により、市民及び来訪者が快適に周遊、散策できるよう回遊性を高めるなど、国内外の来訪者の受入環境整備の促進も図る。

＜実施事業＞

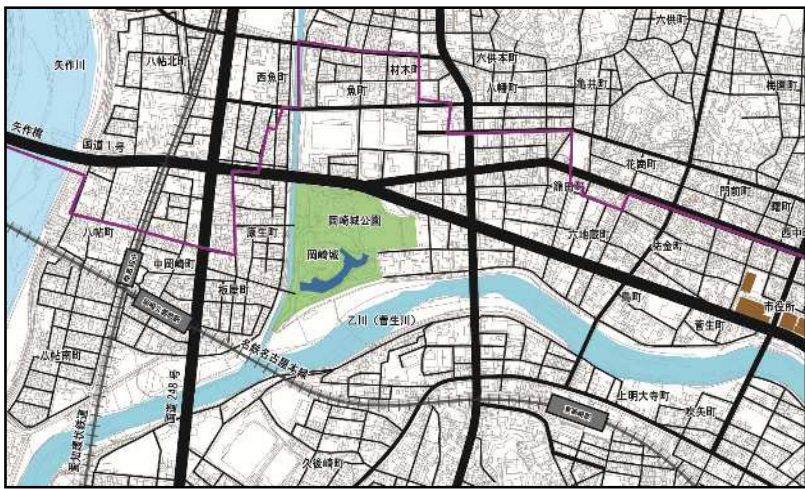
- 5-1. サイン・案内板整備事業
- 5-2. 観光受入促進事業





6-3.事業

(1)歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進に関する事業

事業番号		1-1
事業名	岡崎城跡発掘等調査事業	
事業主体	岡崎市	
事業期間	昭和 55 年度(1980)～令和 17 年度(2035)	
支援事業名	市単独事業 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成 29 年度(2017)～令和元年度(2019)) 都市構造再編集中支援事業(令和2年度(2020)、令和3年(2021)、令和5年度(2023)～令和7年度(2025))	
事業箇所	重点区域(岡崎城跡)	
事業概要	市指定岡崎城跡の価値を高め、保存・活用することを目的に、発掘調査や文献調査などの詳細調査を実施する。  	
	図6-3-1 岡崎城跡 坂谷曲輪 図6-3-2 岡崎城跡 龍城堀	
	 図6-3-3 岡崎城	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市を代表する歴史文化資産である岡崎城跡の調査を進めることは、当該史跡の歴史的価値が改めて証明されるとともに魅力が一層高まり、本市の歴史文化資産に対する市民の愛着と親しみが更に醸成されることが期待されることから、特に、家康公生誕の地にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

		事業番号	1-2
事業名	歴史文化資産等調査事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	平成 28 年度(2016)～令和 17 年度(2035)		
支援事業名	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	新たな地域資源の掘り起し等を目的として、市内に現存する未指定・未登録の歴史文化資産の調査を行う。 図6-3-4 旧平岡家住宅(銭屋) 図6-3-5 旧家での調査の様子		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史文化資産の調査研究を進めることは、価値ある歴史文化資産の発見、個々の文化財の保存・活用、また、本市の歴史的風致の再発見や価値付け、魅力アップにもつながる取り組みでもあることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

	事業番号	1-3
事業名	歴史文化資産普及啓発事業	
事業主体	岡崎市	
事業期間	昭和5年度(1930)～令和 17 年度(2035)	
支援事業名	市単独事業 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成 30 年度(2018)～令和6 年度(2024))	
事業箇所	市全域	
事業概要	地域の産業や消費生活の様子、諸活動や人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働き等について記載した小中学校の郷土読本を用いた学習により、子供たちの、地域に対する誇りと愛情を育み、地域の一員としての自覚を高める。 また、文化財への市民の理解を深めるための講座等を企画、開催し、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供する。    	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史読本を活用し、各学校で活用を進めることで、子供たちの「郷土への関心や愛着(岡崎の心の醸成)」を深めることができる。また、文化財を広く周知し、理解と関心を深めることは、自らが暮らす地域の文化財に対して愛着と誇りを育み、さらには文化財の保存活動などへの参加意識をも芽生えさせることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

		事業番号	1-4
事業名	案内人養成・支援事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	平成9年度(1997)～令和 17 年度(2035)		
支援事業名	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	岡崎の歴史文化資産の奥深い魅力や、人々の伝統的な活動等について、同行して市内を案内する観光ガイド(おかざき観光ガイドの会、岡崎歴史かたり人、手話ガイド「デフ葵」)に向けて、その知識や技能の向上を目的とした養成講座等を行う活動に対して支援を行う。 図6-3-10 案内人養成の勉強風景(イメージ:岡崎市) 図6-3-11 案内人養成の研修風景(イメージ:岡崎市)		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	観光ガイドは市民活動の核として、歴史的風致の維持及び向上に関する情報の提供者の役割を担うとともに、本市を訪れる多くの人の歴史文化資産への理解、認知が高まる機会を創出することができ、伝統文化の継承や後継者育成が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

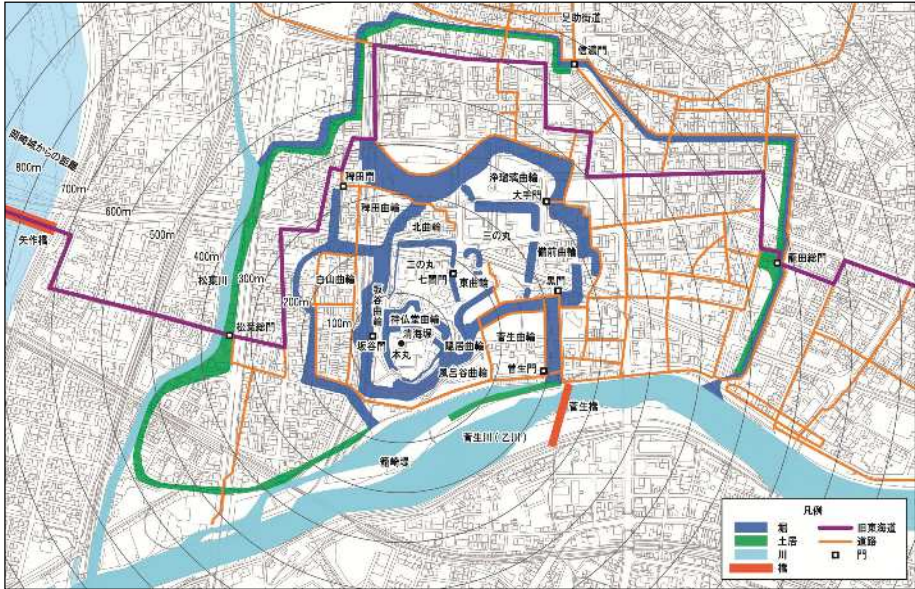
(2)歴史や伝統を反映した活動の継承への支援に関する事業

		事業番号	2-1
事業名	無形民俗文化財等調査支援等事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	平成 15 年度(2003)～令和 17 年度(2035)		
支援事業名	市単独事業 民俗文化財調査費国庫補助(平成 28 年度(2016)～平成 29 年度(2017)) 民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助(令和3年度(2021)、令和4年度(2022))		
事業箇所	市全域		
事業概要	未指定文化財を含めた民俗文化財の調査や記録、情報発信を行うとともに、市内の継承団体や教育機関との連携等を検討し、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、民俗文化財に関する担い手や後継者の確保、民俗文化財の伝承活動等を支援することにより、文化財の保存・継承及び地域の活性化を促進する。 <瀧山寺鬼祭り調査の様子>   図6-3-12 松明作り 図6-3-13 行列 <祭礼山車の様子>   図6-3-14 矢作神社の祭礼山車 図6-3-15 能見神明宮の祭礼山車		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域固有の民俗文化財などに関わる活動記録の作成や情報発信、活動支援は、民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるきっかけになるとともに、担い手や後継者の確保、さらにはそれらの民俗文化財を活かした地域の活性化にも資することが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	2-2
事業名	伝統的技術・活動継承支援等事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	昭和 54 年度(1979)～令和 17 年度(2035)		
支援事業名	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を修得し継承しようとする者に対し、技術伝承にかかる支援を行う。また、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動継承に対する支援を行う。   図6-3-16 石灯籠  図6-3-17 石工の伝統工芸に関する技術の実演紹介		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の発展を支えてきた各種の伝統工芸、活動に携わる者への支援を行うことは、本市の産業技術力の維持及び向上を図るだけでなく、それらの工法を取り巻く環境の保全や、今後観光資源としての位置付けをも担うことが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

(3)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

		事業番号	3-1
事業名	岡崎城跡(岡崎城公園)整備事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	平成 15 年度(2003)～令和 17 年度(2035)		
支援事業名	市単独事業 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(岡崎城跡歴史活き活き！史跡総合活用整備事業[石垣調査])(令和2年度(2020)～令和7年度(2025))		
事業箇所	重点区域(岡崎城公園)		
事業概要	市文化財に指定されている岡崎城跡(岡崎城公園)を、その歴史、自然、文化、観光等の資源を活用した城跡にふさわしい公園として再整備を進める。また、岡崎城跡を構成する重要な要素である石垣の修復を行う。そして、「岡崎城跡整備基本計画(平成 29 年3月改訂)」を改訂し、史跡や岡崎城公園の歴史的価値を活かした、観光客や市民に親しまれる公園としての整備の推進を行う。 図6-3-18 岡崎城跡帯曲輪の石垣 図6-3-19 岡崎城跡 坂谷曲輪 図6-3-20 岡崎城跡整備基本計画		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市における歴史文化資産の代表の一つとして位置付けられる岡崎城跡の整備をすること、現行の「岡崎城跡整備基本計画」の改訂を行うことは、ともに岡崎城跡の保存、管理、整備及び活用に関する適切な施策を検討することになることから、特に、家康公生誕の地にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	3-2
事業名	歴史的建造物復元等整備事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	平成 29 年度(2017)～令和 17 年度(2035)		
支援事業名	市単独事業 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成 29 年度(2017)～令和元年度(2019)) 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和元年度(2019)～令和3年度(2021))		
事業箇所	重点区域(大手門、御馳走屋敷 等)		
事業概要	総構えの発掘調査や文献調査などの詳細調査結果を基に、遺構の保存に配慮しながら、関係機関と連携しつつ、門や曲輪などの適切な復元整備や総構えの位置のわかりやすい表示等の検討、整備を行う。  図6-3-21 岡崎城郭  図6-3-22 大手門の位置(赤点線)  図6-3-23 御馳走屋敷の位置(赤点線)		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の歴史・文化・伝統を継承する史跡岡崎城跡においては城郭規模を体験できるような環境整備を行うなど、日常生活のなかで本市の歴史文化資産を感じられることで、市街地の魅力の向上に大きく貢献することが期待されることから、特に、家康公生誕の地にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	3-3
事業名	歴史的建造物保存修理・修景事業		
事業主体	岡崎市、所有者等		
事業期間	昭和 27 年度(2015)～令和 17 年度(2035)		
支援事業名	市単独事業 国宝重要文化財等保存整備費補助金(文化財建造物等を活用した地域活性化事業)(平成 28 年度(2016)～平成 29 年度(2017)) 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成 29 年度(2017)～令和 5 年度(2023)) 地域経済循環創造事業交付金(ローカル 10,000 プロジェクト)(平成 30 年度(2018))		
事業箇所	市全域		
事業概要	文化財建造物の保存修理や、景観重要建造物(市域全域)又は歴史的風致形成建造物(重点区域内)に指定している建造物の外観の保全等に係る修理・修景に対する補助を行う。  図6-3-24 旧野村家住宅(米屋)  図6-3-25 まるや八丁味噌		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物などの滅失や荒廃の原因の一つにあげられる、所有者や管理者に対する修理費用の負担を和らげることが可能になる。また、保存修理・修景により、良好なまちなみ景観の形成や岡崎市の歴史の周知に資することから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	3-4
事業名	歴史的建造物活用推進事業		
事業主体	岡崎市、所有者等		
事業期間	平成 28 年度(2016)～令和 17 年度(2035)		
支援事業名	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	文化財建造物や、景観重要建造物(市域全域)又は歴史的風致形成建造物(重点区域内)に指定している建造物、歴史的価値のある空家等の活用を推進する。 重要文化財建造物である旧額田郡公会堂及物産陳列所は、「旧額田郡公会堂及び物産陳列所保存活用計画(平成 30 年3月策定)」の見直しを行いながら、保存修理事業を行い、活用を図る。  図6-3-26 旧額田郡公会堂  図6-3-27 旧額田郡物産陳列所		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的な建造物の活用は、地域固有の歴史や文化を伝える資源として、観光振興や地域活性化に寄与することから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

(4)歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成に関する事業

		事業番号	4-1
事業名	無電柱化事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	令和元年度(2019)～令和17年度(2035)		
支援事業名	市単独事業 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和2年度(2020)、令和4年度(2022)、令和5年度(2023))		
事業箇所	重点区域(景観形成重点地区、眺望景観保全地域)		
事業概要	「大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域」「藤川地区」等の景観形成重点地区等内の路線について、それぞれの路線に応じた工法による無電柱化の整備を行う。 図6-3-28 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域内の路線 図6-3-29 藤川景観形成重点地区内の路線		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	無電柱化によって、歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善が図られ、歴史的建造物とその周辺市街地との一体的な景観の形成が促進されることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	4-2
事業名	道路美装化等事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	平成 29 年度(2017)～令和 17 年度(2035)		
支援事業名	市単独事業 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成 29 年度(2017)～令和元年度(2019))		
事業箇所	重点区域(旧東海道、大樹寺三門前、滝山寺参道等)		
事業概要	「八丁地区」「藤川地区」等の景観形成重点地区内の旧東海道等や、大樹寺三門前等の路線について、脱色アスファルトや石畳風の道路舗装など美装化の整備等を行う。  市道中岡崎8号線 市道八帖大通2号線 図6-3-30 八丁地区  図6-3-31 藤川地区  図6-3-32 大樹寺三門前  図6-3-33 滝山寺参道		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	道路美装化等によって、歴史的風致の舞台となる建造物とその周辺における歴史的なまちなみ景観の形成がより促進され、歴史的景観に見合った市街地環境が整備されることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

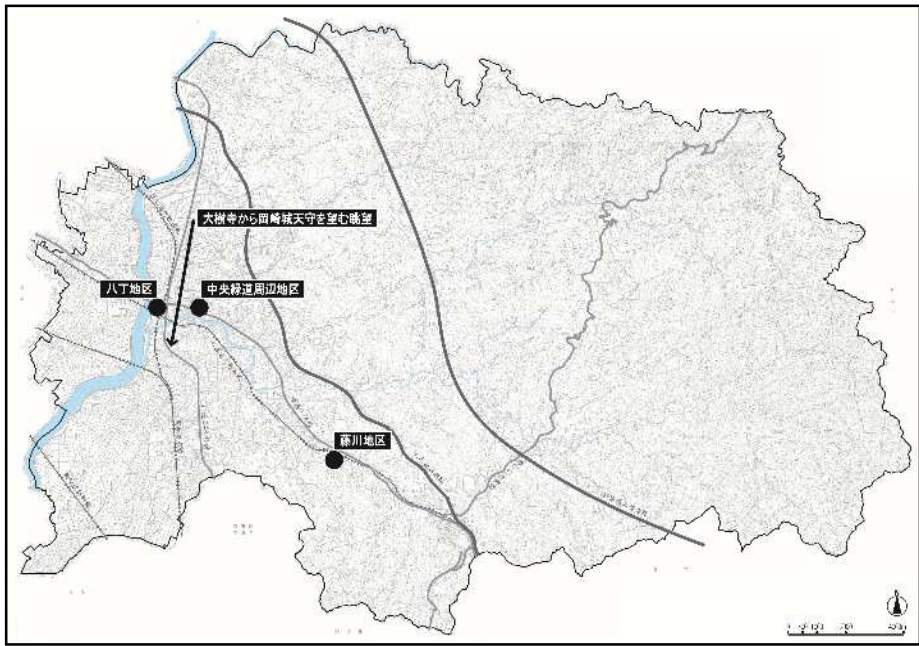
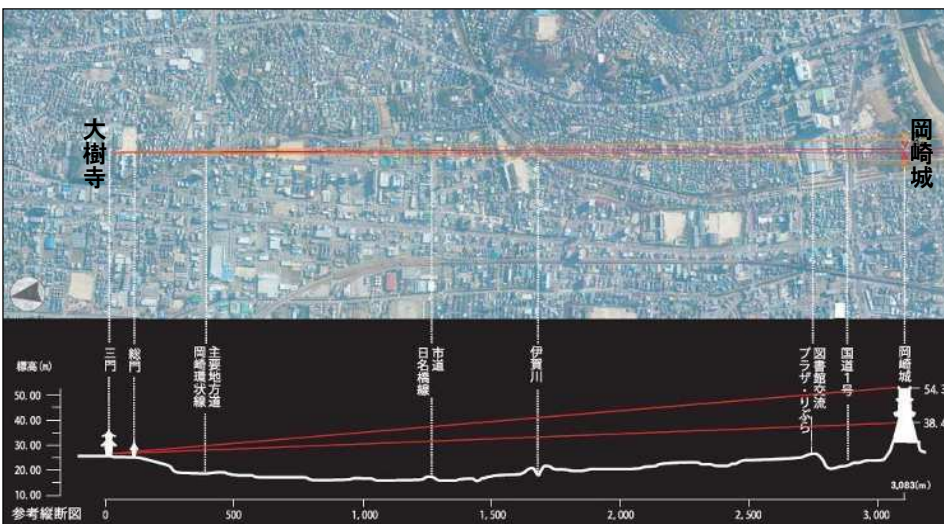
	事業番号	4-3
事業名	まちなみ景観整備事業	
事業主体	岡崎市、所有者等	
事業期間	平成 28 年度(2016)～令和 17 年度(2035)	
支援事業名	市単独事業 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成 29 年度(2017)～平成 30 年度(2018)) 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成 29 年度(2017)～令和 5 年度(2023)) 都市構造再編集集中支援事業(令和 4 年度(2022)～令和 5 年度(2023))	
事業箇所	重点区域(景観形成重点地区、眺望景観保全地域等)	
事業概要	「大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域」「八丁地区」等の景観形成重点地区等内において、岡崎市景観計画等に定めた景観配慮指針や基準に適合する建築物や工作物の外観修景に対して支援する。また、景観まちづくりへの意欲の高い地区やすでに良好な景観を有する地区等について、景観形成重点地区指定等の検討を行い、良好な景観形成を図る。 	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	建築物や工作物の外観修景を行い、地区全体のまちなみの風情を醸し出す環境を整備することにより、歴史的風致の構成要素である良好な市街地環境が整備されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

図6-3-34 景観形成重点地区、眺望景観保全地域

		事業番号	4-4																											
事業名	景観阻害要素除去事業																													
事業主体	岡崎市、所有者(間接)																													
事業期間	平成 28 年度(2016)～令和 17 年度(2035)																													
支援事業名	市単独事業 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成 30 年度(2018)、令和元年度(2019)、令和4年度(2022)) 景観改善推進事業(令和4年度(2022)～令和5年度(2023))																													
事業箇所	重点区域(景観形成重点地区、眺望景観保全地域)																													
事業概要	岡崎市景観計画等に定める景観形成重点地区等において、景観形成基準等に適合していない既存不適格物件(建築物や工作物)の改修、早期改修を目的に、基準に適合する改修等に対して支援等する。 図6-3-35 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観→ <table><tr><th>整備路線名称及び整備延長</th><th colspan="2">単位: km</th></tr><tr><th>路線名</th><th>道路延長</th><th>整備延長</th></tr><tr><td>市道広元末広線</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr><tr><td>市道鴨田広元7号線</td><td>0.12</td><td>0.24</td></tr><tr><td>市道広元猿堂線</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr><tr><td>市道鴨田広元4号線</td><td>0.02</td><td>0.06</td></tr><tr><td>県道岡崎環状線</td><td>0.05</td><td>0.1</td></tr><tr><td>柿田川西側道3号線</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr><tr><td>市道大門一丁目3号線</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr></table> 図6-3-36 ビスタライン上の整備予定箇所と施工済み箇所  図6-3-37 ビスタライン			整備路線名称及び整備延長	単位: km		路線名	道路延長	整備延長	市道広元末広線	0.04	0.04	市道鴨田広元7号線	0.12	0.24	市道広元猿堂線	0.04	0.04	市道鴨田広元4号線	0.02	0.06	県道岡崎環状線	0.05	0.1	柿田川西側道3号線	0.04	0.04	市道大門一丁目3号線	0.04	0.04
整備路線名称及び整備延長	単位: km																													
路線名	道路延長	整備延長																												
市道広元末広線	0.04	0.04																												
市道鴨田広元7号線	0.12	0.24																												
市道広元猿堂線	0.04	0.04																												
市道鴨田広元4号線	0.02	0.06																												
県道岡崎環状線	0.05	0.1																												
柿田川西側道3号線	0.04	0.04																												
市道大門一丁目3号線	0.04	0.04																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	改修等による景観阻害要素の除去によって、まちなみ景観の形成がより促進され、歴史的風致の構成要素である良好な市街地環境が整備されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																													

(5)歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開に関する事業

		事業番号	5-1
事業名	サイン・案内板整備事業		
事業主体	岡崎市		
事業期間	平成6年度(1994)～令和 17 年度(2035)		
支援事業名	市単独事業 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成 28 年度(2016)～令和元年度(2019)) 歴史的風致活用国際観光支援事業費補助金(歴史的風致活用国際観光支援事業)(令和元年度(2019)) 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和元年度(2019)、令和2年度(2020)、令和4年度(2022)、令和5年度(2023)) 都市構造再編集集中支援事業(令和2年度(2020)、令和4年度(2022))		
事業箇所	市全域		
事業概要	歴史文化資産の周辺など来訪者の多い場所において、歴史文化資産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を行う。また、案内板の整備にあたっては、多言語化、通信機器への対応について、ICT 技術の活用を踏まえた検討をする。 図6-3-38 歴史文化資産等の説明看板 図6-3-39 観光ルートの案内看板		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の歴史的風致の基盤となる寺社の由来に関する説明や観光ルートを案内する看板を設置することによって、本市の歴史文化に関する理解が深まるとともに、それらを巡る周遊観光の利便性向上が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

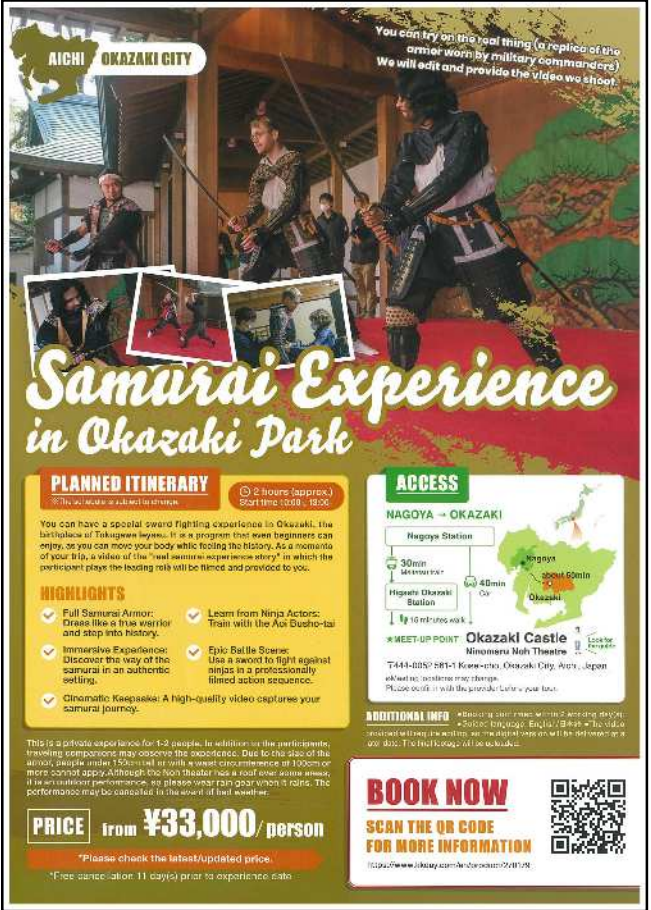
	事業番号 5-2
事業名	観光受入促進事業
事業主体	岡崎市
事業期間	平成 28 年度(2016)～令和 17 年度(2035)
支援事業名	市単独事業 歴史的風致活用国際観光支援事業費補助金(歴史的風致活用国際観光支援事業)(令和元年度(2019)～令和4年度(2022))
事業箇所	重点区域
事業概要	外国人向け体験プログラムの情報発信や、歴史的建造物等の歴史観光資源を活かした拠点整備(駐車場や休憩所等)及びアクセス路の整備等により、国内外の観光客の受入を促進する。  The flyer for 'Samurai Experience in Okazaki Park' features a central image of a samurai in armor. Text on the flyer includes: 'AICHI OKAZAKI CITY', 'You can try on the real thing (a replica of the armor worn by military commanders). We will edit and provide the video we shoot.', 'Planned Itinerary: 2 hours (approx.) Start time: 10:00 - 18:00', 'Highlights: Full Samurai Armor, Learn from Ninja Actors, Immersive Experience, Epic Battle Scenes, Cinematic Keepake', 'Access: Nagoya Station to Higashi Okazaki Station (30min), Higashi Okazaki Station to Okazaki Castle (40min), 10 minutes walk', 'Book Now: Scan the QR code for more information', 'Price: from ¥33,000/person', and 'Free cancellation 11 days prior to experience date'.
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	外国人観光客を含めた来訪者が、本市の歴史文化に関する理解を深めることができ、また、それらを巡る周遊観光の利便性や回遊性が向上することにより、来訪者の増加及び満足度の向上が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

図6-3-40 サムライ体験(岡崎城能楽堂)

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

7-1.歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

本市では、これまで文化財保護法や愛知県及び岡崎市の文化財保護条例に基づく文化財への指定又は登録に加え、景観法に基づく「景観重要建造物」や、重点区域内の歴史的価値等が明確になった建造物の、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致形成建造物」への指定により、歴史的な建造物の保全や活用を行ってきた。

第1期計画では、歴史的風致形成建造物を11件指定し、歴史的建造物の保護を図った。今後も、道路等の公共の場から容易に望見できる建造物のうち、所有者及び管理者と協議の上、同意が得られたものを前提として、歴史的風致の維持向上のために、その保護を図る必要があると認められるものを対象に、以下に示す「指定の基準」及び「指定対象の要件」を満たす建造物を指定する。なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る。

7-2.歴史的風致形成建造物の指定の基準

重点区域内における国指定の文化財を除く歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物を指定する。

- ①意匠性、技術性が優れているもの
- ②地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
- ③外観が景観上の特徴を有し、まちなみ景観の構成要素として重要なもの

ただし、以下の条件を満たすものとする。

- ・ 築50年経過しているもの
- ・ 所有者又は管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること

7-3.歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

次のいずれかに該当する建造物を対象とする。

- ①愛知県文化財保護条例に基づく県指定文化財
- ②岡崎市文化財保護条例に基づく市指定文化財
- ③文化財保護法に基づく国登録有形文化財
- ④愛知県文化財保護条例に基づく県登録有形文化財
- ⑤景観法に基づく景観重要建造物
- ⑥岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づくふるさと景観資産(建造物)
- ⑦その他歴史的風致の維持向上に寄与するものとして特に必要と市長が認める建造物

7-4.歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧

歴史的風致形成建造物及び候補建造物は、次のとおりである。

「指定区分」の凡例

- ①県指定文化財 ②市指定文化財
- ③国登録有形文化財 ④県登録有形文化財
- ⑤景観重要建造物 ⑥ふるさと景観資産
- ⑦その他

表7-1-2 歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧

※第1期計画で指定していた建造物は、表中の「名称」に波下線を表示している。

第1期計画終了時に指定は一度解除されるため、第2期計画認定後、必要に応じて、再度、指定が必要となる。

※指定した建造物は、表中の「指定年月日」に指定日を表示している。（「指定年月日」が空欄は未指定）

No.	名称	写真	所在地	建築年	指定区分	関連する歴史的風致
	指定年月日		所有者(管理者)			
1	<u>土王堂</u>		藤川町	江戸時代	⑤	東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		民間			
2	<u>旧石原家住宅(主屋・土蔵)</u>		六供町	主屋・土蔵：安政6年(1859)	③⑤	家康公生誕の地にみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		民間			

表7-1-2 歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧

※第1期計画で指定していた建造物は、表中の「名称」に波下線を表示している。

第1期計画終了時に指定は一度解除されるため、第2期計画認定後、必要に応じて、再度、指定が必要となる。

※指定した建造物は、表中の「指定年月日」に指定日を表示している。〔「指定年月日」が空欄は未指定〕

No.	名称	写真	所在地	建築年	指定区分	関連する歴史的風致
	指定年月日		所有者(管理者)			
3	<u>甲山寺(本堂)</u>		六供町	元禄 15 年(1702)～ 同 16 年(1703)再建	②	東海道を舞台にした信仰・祭礼等にもみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		甲山寺			
4	<u>日吉山王社(本殿)</u>		滝町	慶長 13 年(1608)(推定) 正保 2 年(1645)修築(推定)	②	瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		滝山東照宮			
5	<u>旧本宿村役場</u>		本宿町	昭和3年(1928)	⑦	東海道を舞台にした信仰・祭礼等にもみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		岡崎市			
6	<u>富田家住宅(主屋、土蔵)</u>		本宿町	主屋:文政 10 年(1827) 土蔵:明治9年(1876)(推定)	③	東海道を舞台にした信仰・祭礼等にもみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		民間			
7	<u>旧野村家住宅(米屋)</u>		藤川町	江戸時代	⑤	東海道を舞台にした信仰・祭礼等にもみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		民間			
8	<u>市場町郷蔵</u>		市場町	江戸時代	⑦	東海道を舞台にした信仰・祭礼等にもみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		民間			

表7-1-2 歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧

※第1期計画で指定していた建造物は、表中の「名称」に波下線を表示している。

第1期計画終了時に指定は一度解除されるため、第2期計画認定後、必要に応じて、再度、指定が必要となる。

※指定した建造物は、表中の「指定年月日」に指定日を表示している。〔「指定年月日」が空欄は未指定〕

No.	名称	写真	所在地	建築年	指定区分	関連する歴史的風致
	指定年月日		所有者(管理者)			
9	松平広忠公御廟所		松本町	慶長10年(1605)	②	家康公生誕の地にみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		松應寺			
10	大樹寺伽藍(三門、総門、裏二門、鐘楼、大方丈、本堂)		鴨田町	総門、裏二門：寛永15年(1638) 三門、鐘楼：寛永18年(1641) 大方丈・本堂：安政4年(1857)再建	①②	家康公生誕の地にみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		大樹寺			
11	旧額田郡物産陳列所看守人室		朝日町	大正2年(1913)	⑦	家康公生誕の地にみる歴史的風致
	R8.4.1(予定)		岡崎市			
12						
13						

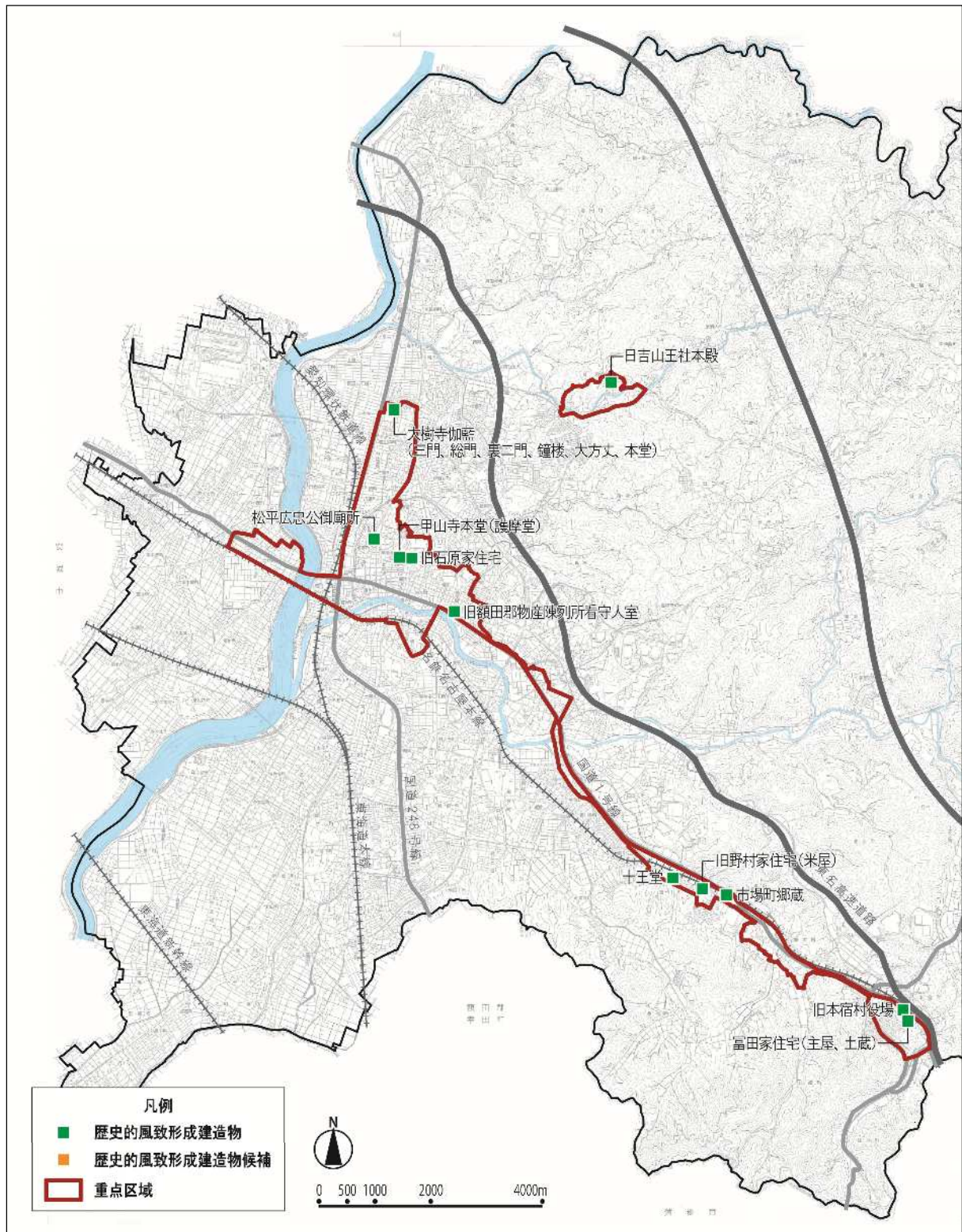


図7-1-1 歴史的風致形成建造物及び候補建造物の位置

第8章 歴史的風致形成建造物の 管理の指針となるべき事項

8-1.歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、周囲の景観への影響や建造物の特徴に十分に配慮し、文化財保護法又は景観法等の他法令並びに条例に基づいて指定等がされている建造物については、その個別の法令等に基づき適正に維持管理を行う。その他の建造物についても、その価値に基づき適切に維持管理を行う。

歴史的風致形成建造物は、地域の歴史的風致を形成する主要な要素であることから、積極的な公開又は活用を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与することが期待される。公開又は活用にあたっては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開に努めることとするが、所有者等の生活の場に大きな影響を及ぼさないよう十分な協議の上、実施する。

保存のための修理や修景、防災上の措置等を行う場合には、専門家や学識経験者等による必要な技術的指導等を踏まえて実施するものとする。特に民間が所有する建造物の修理等にあたっては、文化財に関わる補助制度や景観重要建造物等の修景助成制度により、所有者等の負担の軽減に努めることとする。

なお、歴史的風致形成建造物の維持管理にあたってNPO法人等のまちづくりに係る団体が主体的に関わっている場合は、積極的に歴史的風致維持向上支援法人に指定し、連携して建造物の活用を図る。

8-2.歴史的風致形成建造物の維持管理の指針

(1)県指定文化財又は市指定文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とし、県又は市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物を維持及び保存するための修理については、部材や関連文献等の調査・研究を行い、これらに基づいた修復や復原を原則とする。

(2)国登録有形文化財又は県登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とし、文化財保護法又は県の文化財保護

条例に基づく適切な維持管理を行う。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認める。

(3)景観重要建造物である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とし、景観法に基づく現状変更等の許可制度による保全を図る。道路等の公共の場から望見できる範囲について景観上の調和を図るため、適切な維持管理又は復原のための修理若しくは修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げない範囲で、外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認めるものとする。

(4)岡崎市ふるさと景観資産(建造物)である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とする。水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく適切な維持管理を図る。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認める。

(5)上記以外の(法定又は条例による指定等を受けていない)歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。他法令による保護措置が講じられていない建造物については、計画期間後も建造物の保護を図るため、適切な調査等を実施してその価値を明らかにするとともに、その価値が減ることがないように、必要に応じて指定文化財又は景観重要建造物の指定等と重複するよう努めるものとする。

8-3.歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

(1)所有者の管理義務

指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう適切に管理する義務が生じる。

(2)増築等の維持、保全又は継承に伴う制約

建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに市長に届出が必要となる。市長は、建造物の保全に支障をきたすものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、毀損^{きそん}その他の事由により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除する。

建造物の所有者に変更があった場合には、新しい所有者が市長に届出をする必要がある。

(3)届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、次のとおりとする。

- ア. 愛知県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定文化財について、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為及び同条例第13条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為
- イ. 岡崎市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づく市指定文化財について、同条例第14条の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為及び同条例第15条の規定に基づく修理の届出をして行う行為
- ウ. 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為
- エ. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可を受け行う行為
- オ. 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例第39条第1項の規定に基づくふるさと景観資産について、同条例第42条第3項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為
- カ. その他、市長が必要と認めて行う行為

